

倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月18日

倉敷市長 伊 東 香 織

#### 倉敷市規則第14号

倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例（令和4年倉敷市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(協議を要する開発行為等)

第3条 条例第14条第1項に規定する規則で定める規模は、開発行為等に係る土地又は敷地の面積2,000平方メートルとする。

2 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める開発行為等は、前項の規定の適用については一の開発行為等とみなす。

(1) 開発行為に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による公告の日から1年以内に、当該開発行為の開発区域に隣接する土地について開発行為を行う場合 当初の開発行為及び隣接する土地の開発行為

(2) 開発行為と同時に駐車場、資材置場、畑等に利用する目的その他の主に建築物の建築又は特定工作物（都市計画法第4条第11項の「特定工作物」をいう。）の建設の用に供する以外の目的で当該開発行為の開発区域に隣接する土地の区画形質を変更する場合 当該開発行為及び隣接する土地の区画形質の変更

(3) 宅地造成に係る宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第2項の検査済証の交付の日から1年以内に、当該宅地造成の造成宅地に隣接する土地について宅地造成を行う場合 当初の宅地造成及び隣接する土地の宅地造成

(4) 墓地の造成に係る倉敷市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成13年倉敷市規則第109号）第14条の検査済証の交付の日から1年以内に、当該墓地に隣接する土地について墓地の造成を行う場合 当初の墓地の造成及び隣接する土地の墓地の造成

(5) 建築物の建築に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の交付の日から1年以内に、当該建築物の敷地に隣接する敷地において建築物の建築を行い、又は当該建築物の敷地に隣接する土地の開発行為等を行う場合 当初の建築物の建築及び隣接する敷地における建築物の建築又は隣接する土地の開発行為等

(6) 埋立行為等に係る倉敷市埋立行為等の規制に関する条例（平成20年倉敷市条例第52号）第17条の検査済証の交付の日から1年以内に、当該埋立行為等の事業区域に隣接する土地について埋立行為等を行う場合 当初の埋立行為等及び隣接する土地の埋立行為等

(7) 駐車場の設置の工事の完了の日から1年以内に、当該駐車場に隣接する土地に駐車場を設置する場合 当初の駐車場の設置及び隣接する土地への駐車場の設置

(8) 土地の舗装の工事の完了の日から1年以内に、当該舗装を行った土地に隣接する土地の舗装を行う場合 当初の土地の舗装及び隣接する土地の舗装

（計画書の提出）

第4条 条例第14条第1項の規定による計画書の提出は、所定の雨水排水計画書に別表第1に掲げる書類を添付して行うものとする。

（技術基準）

第5条 条例第14条第2項の規則で定める浸水被害の予防及び軽減を図るための雨水の排水に係る技術上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（軽易な行為等）

第6条 条例第14条第5項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第22条各号の開発行為
- (2) 建築基準法第6条第2項又は第85条第2項の規定により同法第6条第1項の規定の適用を受けない建築物の建築等

(3) 一時的に使用する目的で行う土地の舗装であって、使用後に原状に復するもの

2 条例第14条第5項第3号の市長が規則で定めるものは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路に関する土地の舗装とする。

（勧告）

第7条 条例第15条各項の規定による勧告は、所定の勧告書により行うものとする。

（命令）

第8条 条例第16条の規定による命令は、所定の命令書により行うものとする。

(公表及び意見の聴取の機会の付与等)

第9条 条例第18条第1項の規定による公表は、本市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による意見の聴取は、公表の対象となる者が意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出することにより行うものとする。

3 公表の対象となる者は、前項の意見書とともに、証拠書類等を提出することができる。

4 市長は、条例第18条第2項の規定により意見の聴取の機会を付与するときは、意見書の提出期限までに相当な期間において、公表の対象となる者に対し、次に掲げる事項を、所定の意見の聴取の機会の付与通知書により通知しなければならない。

(1) 予定される公表の内容

(2) 意見書の提出先及び提出期限

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

図面等の種類	縮尺	記載すべき事項
位置図	縮尺2, 500分の1 以上	方位並びに開発行為等の場所の形状及び付近見取図
配置図	縮尺1, 000分の1 以上	開発行為等の実施前及び実施後の境界線, 主要構造物の位置, 建築物その他の工作物の位置並びに土地の利用形態
排水施設計画 平面図	縮尺1, 000分の1 以上	排水施設の位置, 排水系統及び吐口の位置
雨水流出抑制 施設の計画図	縮尺100分の1以上	雨水流出抑制施設の位置, 形状, 断面及び放流口の構造

備考 図面には縮尺を記入すること。

別表第2 (第5条関係)

## 浸水被害の予防及び軽減を図るための雨水の排水に係る技術上の基準

### 1 基本的事項

- (1) 開発行為等（分譲住宅地に係るものを除く。）について雨水排水計画に記載する雨水の排水に係る施設は、雨水流出抑制施設とする。
- (2) 雨水流出抑制施設は、貯留施設を原則とする。
- (3) 貯留施設の必要貯留量（貯留施設に貯める必要がある雨水の量をいう。以下同じ。）は、2の項のとおりとする。
- (4) 貯留施設からの排水は、放流口からの自然放流（高低差により自然に雨水が放流されることをいう。以下同じ。）を原則とする。ただし、自然放流が困難な場合は、本市との協議により定めた方法によるものとする。

### 2 貯留施設の必要貯留量

- (1) 貯留施設の必要貯留量は、1ヘクタール当たり250立方メートルとする。ただし、現況の敷地に構造物等がある場合は、1ヘクタール当たり150立方メートルとする。
- (2) 開発行為等に係る土地又は敷地に緑地等を設けた場合は、次の表の左欄に掲げる緑地等の種類に応じ、当該緑地等の面積に1平方メートル当たり同表の右欄に定める低減量を乗じて得た体積を（1）の必要貯留量から控除することができる。

緑地等の種類	低減量（1平方メートル当たり）
緑地	0.05立方メートル
透水性舗装	0.02立方メートル
舗装，コンクリート等で覆われていない地 山の状態	0.01立方メートル